

IBM Operational Decision Manager on Cloud

ご利用条件(以下「ToU」といいます。)は、本「IBM ご利用条件 – SaaS 特定オファリング条件」(以下「SaaS 特定オファリング条件」といいます。)、および以下の Web サイトでご覧いただける「IBM ご利用条件 – 一般条件」(以下「一般条件」といいます。)で構成されています (URL:<http://www.ibm.com/software/sla/sladb.nsf/sla/tou-gen-terms/>)。

「SaaS 特定オファリング条件」と「一般条件」の規定に矛盾がある場合、「SaaS 特定オファリング条件」が優先して適用されるものとします。「IBM SaaS」の注文、そのアクセスまたは利用により、お客様は「ToU」に同意したものとみなされます。

「ToU」には、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスペリエンスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」のうち該当する契約条件(以下「本契約」といいます。)が適用され、これらと「ToU」を合わせて完全な合意として成立します。

1. IBM SaaS

以下の「IBM SaaS」オファリングに、これらの「SaaS 特定オファリング条件」が適用されます。

- IBM Operational Decision Manager on Cloud Tier 1 Rules Instance
- IBM Operational Decision Manager on Cloud Tier 2 Rules Instance
- IBM Operational Decision Manager on Cloud Tier 3 Rules Instance
- IBM Operational Decision Manager on Cloud On Demand Consulting Professional
- IBM Operational Decision Manager on Cloud On Demand Consulting Enterprise
- IBM Operational Decision Manager on Cloud On Demand Consulting Additional Developer

2. 課金単位

「IBM SaaS」は、「取引文書」に記載された以下の課金単位に従って販売されます。

- 「**インスタンス**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「インスタンス」とは、「IBM SaaS」の特定の構成へのアクセスを意味します。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中にアクセスおよび利用することが可能な「IBM SaaS」の「インスタンス」ごとに十分な使用許諾を取得しなければならないものとします。
- 「**エンゲージメント**」は、サービスを取得する際の課金単位です。「エンゲージメント」は、「IBM SaaS」に関連するプロフェッショナル・サービス、研修サービスまたはその両方のサービスで構成されます。それぞれの「エンゲージメント」をカバーするのに十分な使用許諾を取得しなければならないものとします。

3. 料金および課金

「IBM SaaS」に対する料金は、「取引文書」に記載されます。

3.1 1 か月に満たない期間の料金

「取引文書」に記載された 1 か月に満たない期間の料金は、按分にて算定される場合があります。

4. アカウントの作成およびアクセス

お客様がアカウント(以下「アカウント」といいます。)を設定する場合、IBM は「IBM SaaS ユーザー」に対し、「アカウント」の ID およびパスワードを付与します。お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」の ID およびパスワードを保護し、「IBM SaaS ユーザー・アカウント」にアクセスできる者またはお客様に代わり「IBM SaaS」を利用できる者を管理するよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。

5. 「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」の更新オプション

以下のいずれかを指定することによって、「サブスクリプション期間」の終了時に「IBM SaaS」を更新するかどうかをお客様の「PoE」で定めます。

5.1 自動更新

お客様の「PoE」に、お客様の更新は自動更新と記載されている場合、お客様は、「PoE」に規定されている有効期間満了日の少なくとも90日前までに、お客様のIBM営業担当員またはIBMビジネス・パートナーへの書面による要求により、期間満了となる「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」を終了させることができます。IBMまたはIBMビジネス・パートナーが、有効期間満了日までにかかる終了通知を受領していない場合、期間満了となる「サブスクリプション期間」は1年間、または「PoE」に規定される当該更新前の「サブスクリプション期間」と同じ期間のいずれかで自動的に更新されます。

5.2 請求の継続

「PoE」にお客様の更新は継続と記載されている場合、お客様は引き続き「IBM SaaS」にアクセスすることができ、「IBM SaaS」の利用に対して継続的に請求が行われます。「IBM SaaS」の利用を中断し、継続的な請求プロセスを停止するには、お客様は90日前までに、IBMまたはIBMビジネス・パートナーに対し、お客様の「IBM SaaS」を解約する旨書面により通知する必要があります。お客様のアクセスの解約により、お客様には解約の効力を生じる月内の未払いのアクセス料金が請求されます。

5.3 更新が必要

「PoE」にお客様の更新タイプは「終了」と記載されている場合、「IBM SaaS」は「サブスクリプション期間」の満了時に終了し、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスは削除されます。終了日以降も「IBM SaaS」の利用を継続するには、お客様のIBM営業担当員またはIBMビジネス・パートナーに対して新規の「サブスクリプション期間」を注文し、取得する必要があります。

6. テクニカル・サポート

「サブスクリプション期間」中およびIBMが「IBM SaaS」へのアクセスが利用可能になった旨をお客様に通知した後、「IBM SaaS」の「テクニカル・サポート」が電子メールおよびオンライン問題報告システムを介して提供されます。IBMがかかる「テクニカル・サポート」の一環として提供する拡張、更新、およびその他資料は、「IBM SaaS」の一部とみなされ、本「ToU」が適用されるものとします。「テクニカル・サポート」は「IBM SaaS」に含まれ、個別のオフリングとして提供されるものではありません。

利用可能時間、電子メール・アドレス、オンライン問題報告システム、およびその他の「テクニカル・サポート」に関するご利用方法や手順に関する詳しい情報は、IBM Software as a Service (SaaS) Support Handbookに記載されています。

重要度	重要度の定義	目標応答時間	対象応答時間
1	重大な事業影響/サービス・ダウン 事業上の重大な機能が作動不能である、または重要なインターフェースが機能しない状態。これは通常実稼働環境に適用され、サービスにアクセスできないことによって業務に重大な影響が生じることを示します。この状況は、即時に解決する必要があります。	1時間以内	1日24時間週7日
2	著しい事業影響 サービス事業機能またはサービスの機能が著しく制限されているか、お客様が事業の最終期限に間に合わない危険にさらされている状態。	2営業時間以内	月曜から金曜の営業時間
3	軽度の事業影響 サービスまたは機能を使用することができ、業務に重大な影響がないことを示す。	4営業時間以内	月曜から金曜の営業時間

重要度	重要度の定義	目標応答時間	対象応答時間
4	最小の事業影響 問い合わせまたは非技術的な依頼。	1 営業日以内	月曜から金曜の 営業時間

7. 「IBM SaaS」オフリングの追加条件

7.1 Cookie

お客様は、IBM が「IBM SaaS」の通常の運用およびサポートの一環として、トラッキングおよびその他の技術により、「IBM SaaS」の利用に関連してお客様（お客様の従業員および従契約者）から個人情報を収集することがあることを認識し、これに同意するものとします。IBM によるこのような情報収集は、ユーザー・エクスペリエンスの向上またはお客様との対話の調整を目的とし、「IBM SaaS」の有効性について使用統計および情報を収集するために行うものです。お客様は、IBM、その他の IBM グループ会社およびその従契約者が、営業活動を行う地域において、適用法に従い、IBM、その他の IBM グループ会社およびそれぞれの従契約者の範囲内で、収集した個人情報を以上の目的のために処理することができるよう、お客様が同意を取得すること、または取得済みであることを確認するものとします。IBM は、収集した個人情報へのアクセス、更新、修正または削除について、お客様の従業員および従契約者からの要求に従うものとします。

7.2 Derived Benefit Locations

該当する場合、お客様が「IBM SaaS」に関する利益を享受しているとお客様が特定する場所の税金が適用されます。IBM は、お客様が IBM に追加情報を提供する場合を除き、「IBM SaaS」の注文時に主要な Benefit Location として記載した事業所住所に基づいて税金を適用します。お客様は、当該情報を最新状態に保ち、変更があった場合には IBM に通知する責任を負うものとします。

7.3 第三者の Web サイトまたはその他のサービスへのリンク

お客様または「IBM SaaS ユーザー」が、「IBM SaaS」にリンクされた、または「IBM SaaS」からアクセス可能な第三者の Web サイトまたはその他のサービスに「コンテンツ」を伝送する場合、お客様および「IBM SaaS ユーザー」は、「コンテンツ」の当該のすべての伝送を可能にする同意を IBM に提供するものとします。ただし、かかる対話は、お客様および第三者の Web サイトまたは他のサービスの間でのみ行われます。IBM は、かかる第三者のサイトまたはサービスに対し、いかなる保証または表明もするものではありません。また、これらに対するいかなる責任も負いません。

7.4 ベンチマーキング

お客様は、次のすべての条件を前提として、第三者に対して「IBM SaaS」またはサブコンポーネントのベンチマーク・テストの結果を開示することができます。(A) ベンチマーク・テストで使用したすべての方法（例えば、ハードウェアおよびソフトウェア設定、導入手順および構成ファイル）を公に開示すること、(B) IBM または IBM 製品を提供する第三者（以下「本件第三者」といいます。）が「IBM SaaS」に対して提供する、最新の適用できるアップデート、パッチおよび修正を用いた「所定稼働環境」において、「IBM SaaS」を稼働してベンチマーク・テストを行うこと、(C) 「プログラム」の資料および IBM の「プログラム」のサポート用 Web サイトにあるすべてのパフォーマンス・チューニング、および「ベスト・プラクティス」に関するガイダンスに従うこと。お客様が「IBM SaaS」のベンチマーク・テストの結果を発表する場合、お客様と IBM または「本件第三者」との契約において相反する定めがあったとしても、IBM および「本件第三者」は、お客様の製品に関してベンチマーク・テストの結果を発表する権利を有します。ただし、IBM または「本件第三者」は、お客様の製品をテストするにあたり、上記 (A)、(B) および (C) の要件に従います。

7.5 アクセラレーターおよびサンプル資料

「IBM SaaS」には、ソース・コード形式のコンポーネント（以下「ソース・コンポーネント」といいます。）および「サンプル資料」として指定されるその他の資料が含まれる場合があります。お客様は内部使用を目的としてのみ、「ソース・コンポーネント」および「サンプル資料」をコピーおよび変更することができます。ただし、お客様は「ソース・コンポーネント」および「サンプル資料」に含まれる著作権情報またはその表示を変更または削除しないものとします。IBM は、サポートの義務を負わずに現

状のままの状態で「ソース・コンポーネント」および「サンプル資料」を提供するものであり、権原の保証、第三者の権利の不侵害の保証、特許権の不侵害の保証、ならびに商品性および特定目的適合性に関する黙示の保証を含む(ただし、これらに限定されません。)、明示または黙示のいかなる保証もしません。

別紙 A

1. IBM SaaS の概要および機能

「IBM SaaS」は、頻繁に生じる、反復可能なルール・ベースのビジネス意思決定を収集し、自動化し、管理するルール・ベースのコラボレーション型意思決定管理プラットフォームを提供します。「IBM SaaS」には、実稼働の意思決定サービスを開発、テスト、展開するためのツールおよび環境が含まれます。

「IBM SaaS」オファリングは、3つの異なるサイズ構成で利用可能です。各インスタンスは、1時間ごとのビジネス意思決定の平均として表される指定されたパフォーマンス・レベルで構成されます。

以下の「IBM SaaS」オファリングに、これらの「SaaS 特定オファリング条件」が適用されます。

- IBM Operational Decision Manager On Cloud Tier 1 Rules Instance
- IBM Operational Decision Manager On Cloud Tier 2 Rules Instance
- IBM Operational Decision Manager On Cloud Tier 3 Rules Instance

1.1 稼働環境

「IBM SaaS」には、開発、テストおよび実稼働に専用の環境が含まれます。

1.2 前提ソフトウェアおよびアクセス

「IBM SaaS」に含まれる「イネープリング・ソフトウェア」は以下のとおりです。

- IBM Rule Designer

1.3 Designer Tool へのアクセス

お客様はビジネス・ルール・アプリケーションを開発するために、「IBM SaaS」運用環境にアクセスし、Enabling Software IBM Rule Designer をダウンロードすることができます。「イネープリング・ソフトウェア」は、お客様のデスクトップ・システム上で稼働し、リモートで「IBM SaaS」に接続します。

1.4 アカウント管理者

「IBM SaaS」はお客様に対し、稼働環境にアクセスするための「アカウント管理者」のユーザー・ログインおよびパスワードをそれぞれ1つ付与します。「アカウント管理者」は、「IBM SaaS ユーザー」による稼働環境へのアクセスの管理、ならびに「IBM SaaS ユーザー」の役割の割り当ておよび削除を行うことができます。「アカウント管理者」は、管理権限を有する「IBM SaaS ユーザー」を追加で割り当てることができます。

1.5 IBM SaaS のホーム・ページ

「IBM SaaS」のホーム・ページでは、「IBM SaaS ユーザー」は、それぞれの役割に応じて定義された「IBM SaaS」の稼働環境に関する機能にアクセスすることができます。

1.6 ユーザー管理ページ

ユーザー管理ページにおいて、「アカウント管理者」は、新規ユーザーの作成と削除および役割の割り当てを行うことができます。「IBM SaaS ユーザー」は、ユーザー管理ページにアクセスして、個人のユーザー情報を管理することができます。「IBM SaaS ユーザー」に対し、特定の役割に応じて定義された「IBM SaaS」の機能にアクセスすることができる1つまたはそれ以上の役割を割り当てることができます。

1.7 電子メールによる通知

「IBM SaaS」には、「IBM SaaS ユーザー」に各自の「IBM SaaS」へのアクセス、役割の割り当て、およびパスワードを知らせる通知機能が含まれています。通知機能は、「IBM SaaS」の状況およびスケジュールの変更も管理者に知らせます。

1.8 毎日の自動オンライン・バックアップ

「IBM SaaS」は、必要に応じて「IBM SaaS」の自動リカバリーに利用されるバックアップを毎日実行します。

1.9 お客様のコンテンツのエクスポート

お客様は、保管のために「IBM SaaS」からお客様の「IBM SaaS」コンテンツをエクスポートすることができます。エクスポートした「コンテンツ」を保管する場所は、お客様が選択し、その費用を負担するものとします。

1.10 自動監視およびリカバリー

「IBM SaaS」では、サービスのアベイラビリティを監視し、応答不能またはアクセス不能になった場合は、リカバリーを実行します。

2. IBM SaaS のオプション機能

2.1 IBM Operational Decision Manager on Cloud On Demand Consulting Professional

On Demand Consulting (ODC) Professional サービスには、最大 5 名の開発者（「加入者の連絡先」）に対するオンライン ODC ポータル経由のリモート・アクセスが含まれます。「加入者の連絡先」にはナレッジ・ライブラリー品目への 1 日 24 時間 週 7 日のアクセス、ソリューション・アクセラレーターおよび資産、ODC クライアント・イネーブルメント・リーダーや対象分野の専門家との質疑応答ダイアログ形式で要求を送信するための無制限のアクセスが用意されています。「加入者の連絡先」は、プラットフォーム・アーキテクチャー、ソリューションの実装、デリバリー方式を含む ODM on Cloud に関して支援を要求できます。

2.2 IBM Operational Decision Manager on Cloud On Demand Consulting Enterprise

ODC Enterprise サービスには、最大 10 名の開発者（「加入者の連絡先」）に対するオンライン ODC ポータル経由のリモート・アクセスが含まれます。「加入者の連絡先」には、サブスクリプション期間中のナレッジ・ライブラリー品目への 1 日 24 時間 週 7 日のアクセス、ソリューション・アクセラレーターおよび資産、ODC クライアント・イネーブルメント・リーダーや対象分野の専門家との質疑応答ダイアログ形式で要求を送信するための無制限のアクセスが用意されています。「加入者の連絡先」は、プラットフォーム・アーキテクチャー、ソリューションの実装、デリバリー方式を含む ODM on Cloud に関して支援を要求できます。

「加入者の連絡先」は IBM ODC に連絡を取り、相互合意した作業納入物による支援を要求できます。ただし、サブスクリプション月あたり最大 24 時間の開始ポイントおよび終了ポイントの制限があります。作業納入物には、特定パターンの例や運用可能なソリューション・コードによる支援が含まれる場合があります。「加入者の連絡先」は、IBM ODC クライアント・イネーブルメント・リーダーとの週次のステータス・コールにも参加できます。サブスクリプション各月当たり 24 時間を超える作業納入物に関する支援について、IBM はお客様との書面による別個の合意書をもってかかる支援を提供することに同意することができます。

2.3 IBM Operational Decision Manager on Cloud On Demand Consulting Additional Developer

「IBM SaaS」は、ODC Professional または Enterprise の開発者の数量（当該オフリングに含まれるもの）への追加開発者アクセスの購入オプションを提供します。

別紙 B

IBM は、「IBM SaaS」に関して、以下の可用性のサービス・レベル・アグリーメント(以下「SLA」といいます。)を提供し、お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」で指定される場合には、この「SLA」が適用されます。

- IBM Operational Decision Manager on Cloud

開始時またはお客様の「サブスクリプション期間」の更新時における最新版の本「SLA」の条件が、適用されます。お客様は、「SLA」が、お客様に対し何ら保証するものでないことを理解します。

1. 定義

- 「**可用性クレジット**」 - IBM が検証した「請求」に対して提供する救済措置をいいます。「可用性クレジット」は、返金または「IBM SaaS」のサブスクリプション料金の将来の請求額から割り引く形で適用されます。
- 「**請求**」 - お客様が IBM に対して提出する、「契約月」中に「SLA」が満たされていない旨の請求をいいます。
- 「**契約月**」 - その月の初日の午前 12 時 (米国東部標準時) から当該月の末日の午後 11 時 59 分 (米国東部標準時) までを基準とする「IBM SaaS」期間における各 1 か月をいいます。
- 「**ダウンタイム**」 - 「IBM SaaS」を処理する実稼働システムが停止し、許諾を得ているお客様のユーザーが、あらゆる点で「IBM SaaS」を利用できなくなる期間をいいます。「ダウンタイム」には、「IBM SaaS」が以下のいずれかに起因して利用できなくなった場合の期間は含まれません。
 - 保守のための定期的な停止または発表された停止。
 - IBM の制御不能な事象または原因 (例: 自然災害、インターネット障害、緊急保守等)。
 - お客様または第三者のアプリケーション、機器、またはデータの不具合。
 - 「IBM SaaS」にアクセスするための所要のシステム構成およびサポートされているプラットフォームをお客様が満たさない場合。
 - IBM が、お客様またはお客様に代わる第三者が IBM に提供する設計、仕様、または指示に従った場合。
- 「**事象**」 - 「SLA」が満たされない原因となる状況または一連の状況をいいます。

2. 可用性クレジット

- 「請求」を提出するためには、お客様は、「事象」ごとに、かかる「事象」がお客様による「IBM SaaS」の利用に影響を与えたことをお客様が最初に知り得たときから 24 時間以内に、IBM テクニカル・サポート・ヘルプデスクに対して重要度 1 のサポート・チケットを記録しなければなりません。お客様は「事象」に関するすべての必要な情報を提供し、「事象」の分析および解決のために IBM を合理的に支援しなければならないものとします。
- お客様は、「可用性クレジット」に対する「請求」を、「請求」が生じた「契約月」の末日から 3 営業日以内に提出しなければなりません。
- 「可用性クレジット」は、「ダウンタイム」が最初に影響を与えたことがお客様により報告された時点から測定される「ダウンタイム」の継続時間に基づいて決定されます。IBM は、有効な各「請求」に対して、適用可能なもっとも高い「可用性クレジット」を、下表のとおり、各「契約月」において達成したサービス・レベルに基づいて適用します。同「契約月」中における同「事象」に対する「可用性クレジット」は、重複して適用されません。
- 「一括サービス」(個別の「IBM SaaS」を組み合わせるパッケージとし、単一料金で販売しているもの)に対する「可用性クレジット」は、「一括サービス」に対する合計の単一月額料金に基づいて計算されるものとし、各個別「IBM SaaS」に対する月額サブスクリプション料金には基づかないものとします。お客様は、すべての「契約月」において、一括で、1 つの個別の「IBM SaaS」に関

する「請求」のみ提出することができます。また、IBMは、すべての「契約月」において、一括で、2つ以上の「IBM SaaS」に対する「可用性クレジット」に関する責任を負いません。

- e. お客様が、IBMの認定リセラーからの再販売取引によって「IBM SaaS」を取得した場合で、IBMが「IBM SaaS」および「SLA」のコミットメントを履行する一義的な責任を負う場合、「可用性クレジット」は、「請求」の対象となる「契約月」において有効な「IBM SaaS」に対するその当時の「レベル別推奨数量割引料金」(以下「RSVP」といいます。)に基づいて計算され、そこから、50%割引した額となります。
- f. 各「契約月」に支払われた「可用性クレジット」の合計額は、いかなる状況においても、お客様が「IBM SaaS」に対してIBMに支払った年額料金の1/12を超えないものとします。

3. サービス・レベル

「契約月」における「IBM SaaS」の可用性は次のとおりです。

「契約月」における可用性	「可用性クレジット」 (「請求」の対象である「契約月」における 月額サブスクリプション料金のパーセント)
<99.93%	5%
<99.50%	10%
<99.00%	50%
<95.00%	75%
<90.00%	100%

「可用性」は、以下のとおり算出されます。(a)「契約月」における分単位の総時間数から、(b)「契約月」における「ダウンタイム」の分単位の総時間数を差し引き、その値を(c)「契約月」における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

例:「契約月」における「ダウンタイム」が60分である場合

30日の「契約月」における合計 43,200分 - 「ダウンタイム」60分 = 43,140分 <hr/> 30日の「契約月」における合計 43,200分	= 「契約月」における 99.86% の「達成したサービス・レベル」につき 5% の「可用性クレジット」
--	--

4. 除外事項

本「SLA」は、IBMのお客様に限り、適用されます。本「SLA」は、以下の場合には適用されません。

- ベータ版および評価版のサービス。
- 非実稼働環境(テスト、災害復旧、品質保証、または開発用環境を含みますが、これらに限られません)。
- 「IBM SaaS」におけるお客様のユーザー、ゲスト、参加者、および許可された招待者による「請求」。